

第10回 国と地方のシステムワーキング・グループ 議事要旨

1. 開催日時：2017年11月28日（火） 10:00～11:30
 2. 場 所：中央合同庁舎 8号館 8階 特別大会議室
 3. 出席委員等

主 査	高橋 進	日本総合研究所理事長
委 員	大橋 弘	東京大学大学院経済学研究科教授
同	佐藤 主光	一橋大学経済学研究科・政策大学院教授
同	羽藤 英二	東京大学大学院工学系研究科教授
同	鈴木 準	株式会社大和総研政策調査部長（オブザーバー参加）
-

（概要）

<マイナンバー制度活用等による経済・財政効果について、地方創生推進交付金の経済・財政効果等について、重点課題対応分に関連する諸施策について、私立大学の公立化について>

○事務局

本日欠席の委員より、「私立大学の公立化」について、他の公立大学と同じルールに従うとの観点からは、基準財政需要額算定（交付税措置）はルールとして交付されると理解するが、交付税措置があることが安易に公立大学化を引き起こしている可能性はないかと総務省に質問が来ているが、総務省、いかがか。

○総務省

私立大学の公立化に当たっては、当該大学がその地域においてこれまでどのような役割を果たしてきたのか、また、今後果たしていこうとする役割、その必要性や将来に向けた見通し等を十分検討した上で、大学運営に係る財政見通しや地域の声を踏まえて、住民、議会の理解を経て判断されるものだと思っている。地方公共団体の判断に加え、公立大学の設置に当たって学校教育法に基づく文科省の審査等を経て認可されることが必要だが、所要の手続きを経て公立大学が設置されれば、地方公共団体が公立大学を運営するための標準的な経費について、普通交付税の基準財政需要額に算入することとしている。

この公立大学の運営経費に対する交付税措置は、委員の質問のとおり、従来から公立大学である場合と私立大学から公立化した場合とにかかわらず、同様の措置をするというものであり、このことが安易な公立化を引き起こすとは考えていない。

○委員

今の私立大学の公立化の件で、骨太の方針2017に私立大学の公立化に際しては経営見通し等を「見える化」という記述があるが、そもそもの意味というのは、今日文科省が示されている資料の4ページ以下、こういうことを意味しているわけではない。4ページ以降でお書きいただいていることは、要するに現行の法律で公開が義務づけられている情報がそこに載っているというだけのお話だと思ふ。そういう意味では公開の現状ということだと思ふ。そうではなくて、委員の質問にもあったが、そもそもなぜ経営が困難になったのか、あるいは公立化によって経営状況がどう変わる見通しなのか、それによって新たに国や地方にどのような負担が発生するのか、しないのか。そういったことについて新たに検討する仕組みを構築すべしという趣旨で「見える化」ということが記載されている。

そういう意味で、具体的にどのように「見える化」をしていくのかということについて説明を頂戴したい。

○文科省

先ほどの3ページの公立大学法人への設置者変更に係る手続のフロー図だが、このプロセスにおいて、有識者会議における検討や地域住民に対する説明、あるいは議会におけるチェックを通して経営見通しの見える化が担保されているというのが私どもとしての現状認識である。

○委員

多分、質問の意図を酌み取られていないような気がするけれども、EBPMに欠けていると思う。つまり、審査員や評価員が何かやりましたというのはあくまでも手続論であり、それを聞いているのではなく、結果どうなっているのかということ。つまり、そもそも原因は何なのか。定員割れがどれくらい続いていて、財政収支の赤字がどれくらい続いていて、どうしてその自治体はその大学について公立化が必要だと判断したのかというプロセス。それから、先ほどの交付税措置の話もあるけれども、多分、自治体からの繰入金とかそういった形での財政負担が仮に増えているのであれば、これは地方財政にかかわる話になるので、公立化したのはいいけれども、採算性はどうなっているのかという話だと思ふ。

結果的にそれが交付税であれ、自治体の繰入金であれ、そこで賄われているということであれば、逆に、従来は授業料で何とか回していた大学経営を、要するに税金で回すということになってしまうので、それは健全な経営にはならないということ。大学によっていろいろと状況は違うと思うので、そこは調べてみて、手続が正しいから結果が正しいなんて世の中にないわけであり、そこはエビデンスというか、現状把握に努められたほうがよろしいのではないか。

○文科省

設置者として地方自治体が御判断されていることについて、現状、文部科学省として具

体的に何かするという事にはなっていないという、その現状の御説明をさせていただいたが、公財政全体としてどういう影響を与えていくのか、地方自治体の財政にとってどういう影響を与えていくのかという点について、なかなか文部科学省として具体的に何かすることは難しいとは現状思っているが、引き続き検討させていただきたい。

○委員

はっきり申し上げれば、文科省としては手を出しづらいというお話と受けとった。総務省の先ほどの説明でも、こういう措置がとられれば自動的に交付金の対象になるというお話があった。そうすると、これは両省ともに主体的なチェックがなされていない。共同で所管されているはずだが、まさにそこが問題なのではないか。前からこの問題を指摘しているところなので、ぜひとも「見える化」をお願いしたい。

○委員

教員数や学校の面積といった外形的な話というよりは、その学校に入った方がその学校を出られるときに、どういう付加価値がその学生についてのが重要。つまり、教育の質の議論であるとか、あるいは公立化することによってブランド化される効果についての議論は、公立大学化に関する調査及び検討という段階で十分になされていると理解してよろしいのかどうかを改めてお伺いしたい。

○委員

これは文科省に聞くべき話なのか、総務省に聞くべき話なのか、まさに間におっこちてしまった問題だというのがよくわかるけれども、今、委員からも御指摘があったとおり、そもそも公立化する理由はなぜかという、地元経済に対する貢献だと思う。以前、文科省から説明を伺ったときは、地元にいる学生がいて飲み食いするから地域経済が盛り上がると。別にコンパさせるために公立大学があるわけではないので、やはり人材が地元に着いて、その人材が地元で働くということが大事だと思う。そうでなかったら、わざわざ自治体が大学を運営する意味はないと思う。

これは国立大学との最大の違いであり、国立大学は国策としてやるので、日本国全体に貢献してくれればいいわけだが、公立大学はそもそも地域経済のために多分やっているはず。例えば看護師とかを育成して、それを地元の病院に提供、輩出していく。このプロセスをちゃんと把握されているかという、そこが問われている。それは別に自治体が勝手にやっているのだからと言われても、そうではなくて、国として把握できているのですかという、ここが問われている。調べるのは文科省がいいのか、総務省がいいのか、私は存じ上げない。

○文科省

大学、すぐれた人材を養成する教育研究の質が重要だというのはもちろん御指摘のとおりだと考えている。そういった観点から、繰り返しになって恐縮だが、事前にそれぞれの団体で有識者等において検討が行われて設置に至っていると認識している。設置後、それを一義的に評価するのは設置者である自治体と考えているし、また別途、認証評価、大学共通の評価のプロセスというのものもあるけれども、一義的には設置者が判断をすることになると思う。

また、公立大学の使命ということ、御指摘のとおり、私立大学から公立大学へ転換するものに限らず、公立大学全体について、今、御指摘のあったような使命を担っていると考えている。私立大学から公立大学になるということも2ページの資料でお示ししているとおり、基本的には公設民営型から公設公営型に変わるということであり、私立大学としてつくったときから地元に対して貢献があるだろうということで、まさに公設、設置経費について自治体が負担しているという現状、さらに、経営が難しくなってきたときに、その将来性を地元として考えていただいたときに、公立大学化がふさわしいであろうと御判断をされた結果、公立化されたと認識している。

先ほど人材のところの御説明をしなかったが、1ページ目、こういった専攻分野が多いかということでも、やはり看護系などの分野が非常に多いということは、そういったことのあらわれであると思う。

地方自治体が必要に応じて設置認可申請があったとき、それは設置者変更にかかわらず、設置認可申請書において書かれている内容が設置基準においてふさわしいか、あるいはその内容について教育研究の質が担保されているかということを審査上は公私立大学同様に審査させていただいているというのが現状。

○委員

多分、議論が全然かみ合っていない。御説明は、設置審査をやりました、だから事前の審査が正しいことを前提に議論されていると思う。でも、こちらで問われているのは、その設置審査は正しかったのかということの検証をしていますかということで、それは後で見ればいい。事後的に検証する必要がある。こう言っは申し訳ないが、法科大学院だってみんな設置審査は通ったはずですけども定員割れを起こしているの、結果的に問題があった。もちろん、自治体がやっているということはわかるけれども、本来、教育の専門家は文科省なので、文科省の視点で果たしてちゃんと当初の予定どおり運営されているかどうかという事後的なチェックはちゃんとされたほうがいい。

事前の審査が正しかったというのは前提であって、それを結論として検証してくださいというのが、多分、今ここで一生懸命言われていることなのだと思う。

○内閣府副大臣

私もよく分からない。議論がかみ合っていないのだと思う。手続論の「見える化」では

なくて、コスト効果の「見える化」をして、価値判断をできる状態にしなければ議論がかみ合わないと思う。正直言って、本件については文科省と総務省のお見合い状態になっており、回答も手続論に終始して委員の質問に答えていない、ぜひここは責任を持ってコスト効果の「見える化」に努めていただきたいと思います。

○文科省

持ち帰り、検討させていただく。

○委員

資料3-1の地域運営組織関係で、小さな拠点や地域運営組織を形成する団体数が増えてきているなかで目標の上方修正を検討することは非常にいいことだと思うが、1点気になることがある。3ページの「2. その他」で、「人材の確保や資金の確保等の取組にあたっての課題も多く抱えており、量的な拡大のみならず、取組の質の向上も重要」という指摘があるわけだが、例えば地方創生推進交付金だとかそういうものが出ている間は運営されるけれども、金がなくなってくると一挙に運営が行き詰まってしまうということはないだろうかというところで懸念がある。こういう組織の必要資金の確保については質的な面からチェックがなされているのか、その辺のところを教えていただければと思う。

○内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局

地域運営組織にとって、人材確保と並んで御指摘の資金の面については最大の課題。多くの場合、例えば立ち上げ時には内閣府の地方創生交付金や交付税措置もあるが、実態を見てみると、運営については自治体から数十万から数百万円単位の補助金が出ているところが多い。中には自分たちで店舗を運営したり、あるいは特産品を販売したりして、ある程度自走できているところはある。一般論としては、全部が全部そのように自力で運営できるようになるのは難しいと思うが、できるだけ行政に頼らない運営ができるように、私どもとしても全国各地の優良事例を伝えていくことが大事と考えている。

○委員

私が心配するのは、地方創生推進交付金とか交付税措置がなくなったときに存続できるかということ。今のお話のように、例えば自治体などからお金が出るとすると、これは一種の共助の仕組みだと思うが、そもそも交付金や交付税がなければ自治体はお金を別途使わなくてはいけなかった可能性があり、自治体の持ち出しが減っている可能性も十分ある。その辺のところも調査していただき、実は仕組みが変わることでより円滑に行政が回ってくるのだということになれば、自治体が金を出し続ける意味もあると思うし、逆に公営化するという選択肢もみえてくると思う。そういう観点からぜひとも調査をしていただくといいのではないかと思うけれども、いかがか。

○内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局

地域運営組織の取り組みは、住民たちが自分たちでできることは自分たちでやっていただくということなので、行政コストの削減につながっていることは間違いはないと思う。しかし、地域運営組織の数をさらに増やしていく上で、できるだけ具体的に、組織をつくれれば自治体にとってこんないいことがある、住民にとってもこんないいことがある、ということのを定量的に示すことができれば、一層取り組みが広がっていくと思うので、そういったことも調査、研究してみたいと考えている。

○委員

資料2で、今回、財政の効果検証をやっていただいているが、2つの視点でやられていて、一つはKPI、もう一つは経済波及効果を調べられている。KPIは、そのつけ方によって、これは達成率だけなので、かなり主観的というか届出ベースで、これは客観的な指標になり得るのかなということが結構問題かと思う。

もう一つ、財政波及効果について、この事業に関係がなく、支出をすれば誰が支出してもその支出額に応じて産業連関表を回せば額が出るという話なので、この事業の評価になっていないのではないかと思う。多分見なければいけないのは、この事業で選ばれた事業者と選ばれない者との間の比較が視点としてはどうしても必要になってくるのかなと。そうすることで、この事業の評価が一体どうだったのかという話になると思う。そういう意味で言うと、今回の評価のフレームワーク自体をもう一回見直す余地があるのではないかと思っている。

○内閣府地方創生推進事務局

まず、KPIの達成率については、もちろん御指摘のような観点はあるので、効果の検証と並行して、KPIのそもそも設定のあり方、目標水準のあり方等について何らかの手引き的なものも出していくべきではないかということで並行して検討を行っているところ。

また、経済効果として選ばれた事業者もしくは地方公共団体とそれ以外での差については、検討委員会の中でもそういう検証はできないのかという御指摘はいただいている。この効果検証については、検討委員会の御指摘も踏まえながら、やり方も継続してやっていくつもりなので、参考にさせていただきたいと思う。

○委員

資料1の説明は端的でわかりやすかったけれども、1.9億件の見込みで、年間9,300万枚の削減見込みという試算で、今、数字を集計していて、自治体ごとに上がってくる仕組みになっておられると思う。各自治体でむらがあるようなものなのかどうか。ばらつきがあるとしたら何が原因なのかということをお聞かせいただければと思う。

2つ目は資料2。これもわかりやすく、全体3,600事業のうちで好事例を分析していくということだったが、だめだった事例は分析なされないのかが気になった。3,600事業ということなので、うまくいかなかった事例もあろうかと思う。それを精査して、こういうことは気をつけるべしというところを見えるようにする。自治体名を挙げるかどうかというのはあるが、失敗の理由がわからないと、また同じように失敗してしまうところもあろうかと思う。見通しについてお聞かせいただきたい。

○内閣官房番号室

まず、資料1の質問について、マイナンバー制度の経済・財政効果の検討手法というのは非常に苦慮したところで、確かにマイナンバー制度は自治体の絡む手続も多いが、実際には国と地方公共団体の相互のやりとりとか、国の機関間とのやりとりがある。したがって、私どもが今、資料を出している削減枚数とか情報連携の件数は各省ごとに手続があり、各省が所管している手続は現行法のもとで約1,800あるわけだが、それぞれの省庁が手続や制度を所管しているので、その手続ごとにどういう手続でどれくらいの枚数が減らせるかを各省に確認している。例えば、児童手当という手続を持っている厚生労働省だと、それを担っているそれぞれの自治体があって、全体でどれぐらいとして国の各手続所管省庁が認識しているかということの中で集計しているのだから、自治体間のばらつきというのは、私どもはこの作業の中ではやっていなくて、各省からの手続ごとの見込みを聞いている。

○内閣府地方創生推進事務局

苦戦事例についても調査をすべきというお話だと思うが、事例研究の抽出については、これまで地方創生に係る特徴的な取組事例等で選ばれた事業とか、都道府県から推薦があった事業とか、そういう優良と思われる事業に加えて、事業実施報告書の中で課題、苦労があったと回答されたものもあわせて事例調査をすることとしているので、一部ではあるけれども、苦戦事例についても検討していきたいと思っている。

○委員

今の失敗事例のお話のところ、90事例を抽出するというのは、御説明いただいたような考え方で抽出されるとのことだが、3,600事業は非常に多種多様というか、金額規模でみて相当なばらつきがあると思う。そこでいろいろな金額規模について、事例を抽出されるお考えはあるか。つまり、小さい金額でもうまくやれた事例が一番すばらしいと思うし、規模が大きい場合には、規模の経済を生かして金額当たりでどういう成果が得られたのかというあたりが非常に興味のあるところである。金額規模別に全体を分析されるかということについて、追加で1点お伺いしたい。

それから、資料3-1の地域運営組織について、委員から自走できるようにする必要があるというお話があった。既にポータルサイト等を開設されていて、小さな拠点の情報サ

イトなどは拝見している。つまり、お金で支えるのではなくて、ほかの好事例を参考にするとか、ポータルサイトで「見える化」された情報をうまく生かしているかという意味で、ホームページがどのくらい見られているかということについて、アクセスが増えているかなどの分析をされているか教えていただきたい。

○委員

資料1について、全体としてどういうロジックモデルとか経済モデルを想定しているのか。例えば、今日の主な説明は行政手続の話だが、恐らくマイナンバーの最大の利点は民間活用のほうもあると思う。民間活用も視野に入れたときにどんなモデルを考えられるのか。全体としてのロジックモデルはどうなっているのか。

○内閣官房IT総合戦略室

マイナンバーの民間活用の点で、まず、定量化をするに際して、行政との兼ね合いで民間の国民なり事業者なりが手続の中で添付書類を省略する。そのためにどれだけ時間がかかって、どれだけ移動時間がかかってという積み上げ的分析とその件数をどのように掛け合わせて積み上げていくのかと、そのような積み上げを考えている。

他方で、今、委員がおっしゃった民間の中で活用するサービスとして、マイナンバーカードの電子証明書なりで新規の証券口座の開設とか住宅ローン等々、いろいろ広がりを見せているが、そこはなかなか定量的に難しいのではないかと私どもは思っている。いろいろ考えているが、今、申し上げたのが現状の検討の段階。

○内閣府地方創生推進事務局

効果検証について、金額規模別での分析等を行うべきという御指摘で、そのような観点も参考にして、進めていきたいと思う。

○内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局

小さな拠点のポータルサイトのアクセス数は、調べていなかった。早速、作業する。

(説明者入れかえ)

<所有者を特定することが困難な土地への対応について>

○委員

法務省の資料5-1、裏側のページの2つ目のポツ、長期間にわたり相続登記がなされていないおそれのある土地について調査するため、平成30年度予算要求されるということだが、この平成30年度の予算要求で調査自体はどのくらい進むのか。それが1点目の質問。

2点目は、最後のポツにある研究会についてだが、今後のスケジュール等々を教えてください。ただければと思う。

○法務省

まず、長期相続登記未了土地の解消に向けた仕組みについての予算だが、こちらの予算は23億7,000万円ほど要求させていただいている。したがって、その予算の範囲内、どれだけ予算が認められるかということによるが、それに応じて対象となる土地を調査していき、調査した結果、各土地の相続人の方々に、先ほど申し上げたように相続登記をしてくださという通知を発出することを考えているということである。

○委員

予算要求上ではどのぐらい調査が進むことを見込んでいるのか。

○法務省

これはあくまで予算要求上のということで留保させていただきたいが、対象としては7万筆の土地を予算要求上では前提とさせていただいている。

○委員

その母数、分母は何であるか。

○法務省

全体として土地は2億筆強あると言われているが、その上で、ここで対象とする長期間相続登記がされていない土地ということになると、それ自体は登記からはわからないということになるので、具体的にその分母がどれだけあるのかということは、申しわけないが、調査してみた結果ということになってくるかと思う。

もう一点、研究会のスケジュールである。研究会については、いずれも民事基本法である物権法の基本的なことにかかわってくる論点ではあるが、状況が状況なので、できるだけ早く検討を進めていきたいとは思っているが、31年の早いタイミングで取りまとめということをお考えかと思っている。

○委員

長期相続登記未了土地の解消に向けた仕組みの創設で、これが進むと7万筆ということだが、どこまで行くべきかが確定してくるので、これは重要。国交省さんの資料で、最後のページで「対象となる公共的事業のイメージ」ということで、一定期間で原状回復が可能なものとしている。この一定期間というのはどういう設定をお考えなのか、お聞きしたい。

○国交省

資料の2ページ目に「一定期間（5年）」と書いている。これは今、民法上、処分権限を有しない者の短期賃借権の上限は5年というのが一般私法の原則であって、一応そこを参考にして5年と考えているが、本当に5年でいいのか、もうちょっと上のほうの年限もあるのか、私どもで検討している。一応5年とか10年ぐらいの期間を上限として考えている。その期間中にもし真の所有者があらわれて明け渡しを求めても、定められた期間内は受忍していただく。求められた場合は期間終了後に原状回復して返すというスキームで考えている。

○委員

この期間を延ばすということはできるのか。

○国交省

もし期間を例えば5年で設定をして、5年満了したときに、共有の所有者とかが異議がない場合は更新可能とここに書いてあるとおり、また5年とか、そのように引き続き利用可能ということを考えている。

○委員

今の点だが、結局これは3ページを見せてもらうと、事実上、仮設みたいな感じで使う、あるいは駐車場とか、そのような形なのかと思う。そうすると、所有者不明土地が一部あるときに、そこを使って商業施設をつくると非常にいいけれども、やはりこの部分が5年という話になると、なかなか恒常的な施設、設備は建てられないということになるのか。ほかと等価交換するとか、そのようなアイデアは。

○国交省

まさにそこは事業サイド、自治体とかにもいろいろ聞いている。そこは5年ぐらいがちょうどいいという御意見もあれば、やはり初期投資とかを考えると10年ぐらいがいいのではないかという御意見もあって、そこは我々もよく意見を踏まえて決めていきたいと思って、まさに今、検討しているさなかである。

○委員

5年とか10年と知らされると、それに応じて皆さん対応すると思うが、ただ、収益性とかを考えると、長いとそれなりのものが出てくるのかなという印象を持ったので、伺わせていただいた。

もう一点だけだが、森林の話です。所有者不明に必ずしもリンクしてはいないのですけ

れども、仮に市町村が保有している林地があった場合に、その林地は登記されているのかどうかを教えていただければと思う。

○農水省

市町村所有の林地が登記されているかどうかについて、実態を把握していないので、正確なところは申しわけないが、今わからない。当然、市町村が所有しているのは公有林だから、市町村は市町村の財産として境界を含め管理はしていると思う。登記ということは、普通はやっているのではないかと思うが、実態を調べていないので、今は手元にないので、申しわけない。

○委員

今の点で、林野庁の資料で、所有者不明森林の中には事実上の管理者というのが出てくるが、多分これは共有で持っているからという御説明だったと思うが、いわゆる所有者不明の森林の多くはこのパターンだと思ってよろしいか。つまり、誰かは管理者がいて、その方が高齢で自分ではできないとかいろいろあるかもしれないが、誰か管理者がいるというものなのか。つまり、この新しいスキームを入れると所有者不明森林はかなりの部分がカバーできるという理解でいいのか、あるいはそうではなくて、本当に事実上の管理者さえいないような森林のほうがマジョリティーと言うとあれだが、ほとんどというふうに理解するべきなのかということ。

それから、農林水産省のもう一つの資料「所有者不明農地等の実態」で、相続未登記農地及びそのおそれがあるのは全体の2割で、でも、遊休農地は6%だということなのだが、逆に、残りのところはどういう形で耕されているというか、どういう形で利用されていると理解したらいいのかということ。この2点である。

○農水省

森林について、正確なデータではないが、共有状態というのは大体2割かと思っている。だから、マジョリティーという意味では、全くわからないほうのウエートが高いと思っている。それに対しては、参考につけているが、既存の23年の法改正でやった要間伐森林制度は、共有林ではなくても、全くの所有者不明のところについても間伐を第三者が代行する、その際、裁定を受けるという制度になっているので、既存の制度では、共有、非共有を含め、所有者不明の対応の措置をしているところである。

○農水省

農地に関してのお話だが、今、委員がおっしゃったのは、当方が提出させていただいた資料の3枚目になると思う。こちらのほうで、今、御紹介があったように、全農地の2割が相続未登記またはおそれがあるということで、その下に内数として、そのうち遊休農地

になっているものが6%となっている。この差の94%は何なのかということだったが、それはいろいろなパターンがあると思うが、相続をされた方のうち、例えばお一人の人は登記はしていないけれども地元に残っていて、兄弟の方は東京なりどこかに出ているということはある。94%は遊休化していないと判断されているので、例えばこの地元に残った相続人がそこで耕作されているケースであったり、あとは本当に近隣の方に草刈りとか荒らさない程度に管理がされているという実態が、この農業委員会の調査から出てきていると思っている。

遊休化しているものに関する措置は、先ほどの説明の中で多少触れたけれども、既に農地法上、措置はされているわけである。片や、ここの差の88万ヘクタール程度の共有不明の部分についてどうするかというのが一つのテーマになって、今回の提案になっているということで御理解いただければと思う。

○委員

所有者不明土地の問題は、既に不明になっているストック分をどうするかという話と、これ以上ふやさないという2つに整理できると思うが、後者の観点で、法務省の資料では、死亡届受理時のリーフレットの配布で3割弱の市町村はこれに協力していないとある。これはなぜなのか、あるいは余り強くはお願いしていないということなのか。

それから、登録免許税の要望内容を詳しく存じ上げないが、相続発生から30年以上経過している土地の免税というのは、過去の相続についてだけを要望されていると理解してよいか。素朴な感覚では、登記しなければ税金が発生せず、いずれ免除されるのであれば登記しない。むしろ早く登記したほうが得になる仕組みにしたほうがいいのではないか。

○法務省

まず1点、なぜその市町村が置いていただけていないのかというところだが、これは各地の法務局のほうから積極的に各市町村を回ってお願いしていただいているところだが、なぜ置いていただけないのかについては、申しわけないが、今、把握していないところである。ただ、協力していただいているところはかなりいろいろとやっていただいているとは聞いている。

もう一点、30年以上ということについてだが、こちらについては、今、私どもの要望の内容としては、この施策を行う段階で30年が既に経過しているものを対象としている。待てば得ではないかという御指摘があったが、これまで30年間もされていない土地ということになると、そもそもそのような土地が新たに登記されることはほとんど考えにくいだろうということで、こういう要件を設定させていただいているところである。

○委員

森林のことだが、資料5-2-2の参考の1ページ目「森林における所有者不明土地問

題について」。ここにも書かれているが、森林の場合は境界が明確化されていないという問題が非常に大きかったと思うが、今回の対応で境界を画定するという点については前に進んでいくと考えられるのか。

○農水省

今回、新たなスキームで市町村が所有者に働きかけて預かるという仕組みにしようと思っているが、当然そのときには境界を画定しないと預かれないという問題が出てくると思う。この参考にあるように、地籍調査はまだ45%しか進んでいないが、それ以外に林野庁のほうで、例えば地域活動支援交付金という事業で境界を画定するための予算措置であるとか、あとは地方財政措置とかさまざまな手を打っているので、そういうものを使って地籍調査も進めるが、そうではないところの境界も画定しながら市町村が預かる。そういうことを、ある意味、予算的な措置とあわせてやっていくことによって進めていきたいと思っている。

○委員

例えば2つ土地があり、片方はいろいろ手続ができるが、片方は委託管理も全くなされていらないといった場合でも境界の画定はできるのか。というのも、所有者不明土地をなくしていくときに境界が明確でないことがボトルネックにならないかどうかというのが問題意識なのだが。

○農水省

やはり財産を扱うわけだから、最終的には両者の合意が必要となると思っている。一方で、これが今回できるかどうかはまだ法制的な詰めをしなければいけないけれども、ある程度まとまりのある森林で複数の人が所有している。境界は定かではないけれども、台帳上、登記簿上、面積はある程度わかっている。そういうときは、まとめた形で意欲と能力のある人につないで、面積案分的な手だてができないだろうか。そういうことも考えていきたいと思っている。

そのあたりは法制的にそういう制度ができるかどうかという問題があるので、どうなるかというのはまだ確たることが言える状況ではないけれども、そういう工夫などもしながら、まずは地籍調査で画定することが第一だが、それがなかなか進まない場合の手だてもあわせてやっていくということでやっていきたいと思っている。そういうことをやれば、何とか支障なく進んでいくのではないだろうかと思っている。

○内閣府副大臣

質問を2点。

農地、林地、公共事業あるいは公共的事業については、きょう御説明をいただいて、あ

る意味ではハードな政策がこれからつくられていこうとしているのだと思う。一方でそれ以外の民有地等については、きょうも御説明があったが、調査をするとか、あるいは登免税を優遇するとかソフトな面でまずは進めていくのかなと思う。ここのハードな部分とソフトな部分のちょうど間に、先ほど国交省の方がお話しになっていた民間事業で使うなど、公共的事業ではないときにどうするかなど、民有地である場合にはどうなるのかというのが一点目の疑問点。二点目に、農地、林地、公共事業に入らないところの所有者不明土地の扱いについては、今後、研究会において検討されることになっているのか。その辺のスクープを法務省に聞きたい。

最後に、そのときにマイナンバーとの絡みは何か議論されているのかどうかを教えてください。

○法務省

農地、林地、公共事業の対象とならない土地についてということだが、法務省の研究会としては、そういう土地も含めて所有権のあり方を検討することとしている。先ほど御説明申し上げたが、所有権を放棄できるのか、仮に放棄したときにその受け皿はどうなるのか、手続はどうなるのか等々の観点からいろいろと検討していくことを考えている。

もう一点、マイナンバーとの連携ということだが、マイナンバーと連携するということをいろいろ御指摘いただいているところであり、現状のマイナンバー制度との兼ね合い等も踏まえながら検討していきたいと思っている。今、戸籍とマイナンバーとの連携ということが議論されているが、その検討状況も踏まえながら検討していきたいと思っている。